

明治前期官辺の台湾論策

安岡, 昭男 / YASUOKA, Akio

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

353

(終了ページ / End Page)

376

(発行年 / Year)

1990-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002666>

明治前期官辺の台湾論策

安岡昭男

筆者は先に「明治前期官辺の沖縄論策」をさぐったが（『沖縄文化研究』10 一九八三）、本稿では

I 台湾出兵前後

II 清仏戦争期

III 日清戦争期

の三期にわたり、琉球問題がからむ日清関係の中で政府要路者の意見書・建議・書簡などに見られる台湾論策を検討したい。IとII、IIとIIIの間隔はほぼ十年ずつであるが、明治国家最初の海外派兵であった征台期が史料的にも大きな比重を占めている。不十分だが、明治前半期、領台以前における、官辺の台湾観・台湾論をうかがう一助になればと思う。

I 台湾出兵前後

(1) 大山綱良の征蕃上表

明治政府の台湾への関心は、琉球藩民の台湾遭難事件に始まると見てよいであろう。宮古島の貢納船が那覇からの帰途、明治四年十月十八日(一八七二・一一・三〇)台湾南部に漂着して、現地人に五十四名が殺害され、生存者十二名が翌五年六月二日、那覇に帰還したという事件である。

変報は天津の柳原前光(少弁務使)から副島種臣外務卿宛にもたらされた。明治五年四月十三日(一八七二・五・一九)に発信し、李鴻章(協弁大学士)との会見報告⁽¹⁾に、同治十一年四月五日の京報を添えているが、接到月日は不明であり、次のように報じている。

「琉球人清国領地台湾ニ於テ殺害ニ逢ヒ候事ニ付、閩浙総督ヨリ清政府へ伺書、京報(京報ハ我國ノ太政官日誌ノ類)ニテ一見候ユヘ自然鹿兒島県心得ニ相成候モ難計ユヘ訓点ヲ附シ差上候」

一方、鹿兒島県から明治五年一月琉球に派遣され滞島中の県官奈良原幸五郎(繁)・伊地知壯之丞(貞盛)は六月、生存者を乗せた清国福州からの琉球船那覇入港により事件を知ると、七月十四日、鹿兒島県参事大山綱良に報告した。

大山は伊地知を上京させ、遭難事情を政府に具状すると共に、七月二十八日付で上表し、軍艦を借り問罪の師を興こし、自ら蕃地に出征することを願った。⁽²⁾この大山の建議は官辺における征台論の

嚆矢であろう。こうして朝野に台湾問罪出兵論が起こった。

前年、岩倉使節団を送り出した留守政府では、この間、五年五月三十日、大蔵大輔井上馨が琉球の版籍を収めることを建議し、七月二十五日には維新慶賀使伊江王子らが琉球を出発していた。

大山の上表に続いて、八月十三日、陸軍少佐樺山資紀(熊本鎮台鹿兒島分営長)は上京して台湾蕃地探検隊派遣の意見書を西郷隆盛(陸軍元帥兼参議)に具し、翌日陸軍省へ提出した。樺山は九月一日陸軍省で、西郷従道陸軍少将と台湾事件について内議したほか、副島種臣・山県有朋・板垣退助・黒田清隆そのほか朝野要人の間を往来し、台湾事件に関する廟議の促進に奔走努力した。

外務省では台湾事件に対する意見はほぼ定まり、十月三日意見書を正院に提出するに至ったという。この間、九月十八日には、東京で伊江王子尚健が参朝し、尚泰が琉球藩王に封ぜられている。

(2) 樺山資紀の台湾踏査

樺山資紀は五年十月九日、史官に出頭し、「陸軍少佐樺山資紀清国台湾へ為視察被差遣候事」という壬申十月九日付の太政官の沙汰書を伝達されたが、種々の事情で渡清は遅れ、翌六年三月、副島外務卿の清国出張に先立ち、柳原駐清公使一行と上海に渡った。⁽³⁾

北京で副島大使が柳原副使に総理衙門大臣から、台湾生蕃は化外の民という言葉を得させたのは、明治六年六月二十一日であった。二十三日、樺山少佐は台湾渡航のため北京を出発するが、先に台湾偵察を果たした黒岡勇之丞⁽⁴⁾は五月十三日上海に、水野遵⁽⁵⁾は六月十五日北京に帰着していた。

黒岡勇之丞（のち季備）は四月台湾淡水に上陸、台北・彰化・嘉義・台南および南部各地を踏査し、報告を副島大使に呈した。これは今回の事件に係る現地報告として最も早いものに属す。黒岡は台湾見込書の中で「夫台湾島ノ開創ハ固リ日本人ニ係リ……」と説き「廟議一決センコトヲ仰望」した。⁽⁶⁾ 樺山少佐は児玉利国・成富清風らと上海を出て七月福州に着き、便船を待ち月余滞在するが、商人を装い付近を視察した。樺山は

「福建省ハ台湾ト一帯水ヲ隔テ、対峙シ、福州厦門ノ両所ハ最モ要地ニシテ、殆ンド唇齒輔車ノ關係アリ、福建アツテ台湾アリ台湾アツテ福建アリト云フベシ。前途枢要ニシテ注意スベキ地位ナリ。台湾ニ安全ノ碇泊場ナキ故ニ、厦門ヲ以テ台湾ノ物産ノ集散港トス、貿易ト云ヒ国防ト云ヒ、将来有望ノ港トス」⁽⁷⁾（六年七月二十五日の日記）

と、台湾と福州との関係をよく看破し、厦門について注目している。なお領台後の明治三十三年八月、日本は厦門占領を企図して挫折した（厦門事件）。

渡台を前に七月十二日、西郷隆盛・従道兄弟宛に書信を送るが、文中、「支那内地之不潔なる、健康之害も御座候、併、台湾地方は山地にて反て氣候も可宜と相考申候」とし、また、「可憂は魯にて最早台湾は枝葉にて当時之御急務御注意此事に奉存候」と、北京駐在ロシア公使交代に寄せロシアの動静に注意を促していた。⁽⁸⁾

明治六年八月下旬、台湾に渡航した樺山少佐は淡水に打狗に、征台軍進発の快報を待つこと四ヶ月

にわたった。この間、本国では朝鮮遣使をめぐる問題で十月政変を招いている。樺山は台湾より六年十二月十日香港に着し政変を知った。上海では問題紛糾を告げ樺山に帰朝を促す西郷従道陸軍大輔の書面に接するが、樺山は翌七年台湾に再渡する。途中入港した澎湖島について「錨地モ不充分ナラズ。本邦南門ノ鎖鑰ト云フテ可ナリ。若シ何国カ占領スル処トナラバ、我海軍ハ勿論国防上ノ不利之ニ如クモノアラン」と見ている。⁽⁹⁾ 樺山は七年三月、打狗上陸後、春日艦乗組の海軍通訳官水野遵と南部蕃地近くまで視察したのち、四月淡水で児玉海軍大尉らと合流し、征台軍到着を待つ間に、東部台湾の海岸蕃菜方面の占領を策す。その目的は移民開墾事業の経営にあり、一行中には大阪鴻の池に関係ある弘業会社員が加わっていたという。五月鷓籠港で図らずも、遠征軍日進艦の入港、谷干城・赤松則良の陸海両参軍との面談となった。結局蕃地蕃菜（花蓮港東南約三里）の占領は児玉大尉らによって実行されたが少数の一行の一次的滞在に過ぎず、残置した銃器類は清国官吏に見えられ上海の日本領事館は武器携帯につき詰問を受けるといふ一幕もあった。⁽¹⁰⁾

(3) 副島種臣・大隈重信とルジヤンドル

副島種臣の台湾への関心については、「独逸宰相オット、ピスマーク氏ノ長目飛耳ハ兼テヨリ……台湾ニ注意スルヲ怠タラザル模様アリト伝聞セシ我政事家ノ中ニ就テモ副島外務卿ハ別シテ之ヲ等閑ニ付セザル……」とされている。⁽¹¹⁾

副島は、明治五年九月二十三日、外務省で米国公使デロングに対し、オランダ領有以前の「往古台

湾を我国にて有し候節は右を挙げて高砂島と申候」と述べ、「右は尤我にても所望の地に有之候、貴方の御見込は如何」と問い、同公使に「米國にては……我友睦の国々にて他國の地を所有し広殖する義は好む所」と答えさせている。同公使は「台湾は氣候も宜しく且膏腴の地にして米砂糖芋等并鉱山も数カ所有之港も宜しく……外国人中にも着目致居候ものも有之田、右は支那にて管轄といへども其命令も行はれざれば、則浮きものにて取るもの所有物と相成可申候」という。⁽¹²⁾この発言の背後には米人ルジャンドルの経験があった。

ルジャンドル Le Gentre (李仙得、リゼンドルとも書く) は厦門領事(一八六六―七二)当時、台湾沿岸で難破した米國船乗員が生蕃に殺害された事件で、自ら軍人を率いて現地に渡り交渉解決した人物で、帰國の途中、デロンク公使の紹介で副島外務卿と会見し、五年十一月より日本政府顧問となり、副島の要望により台湾南部の地図を製している。翌年副島大使の清國出張にも随員に加わった。

副島種臣は渡清を前に明治六年二月十七日大隈重信に対し「台湾半島丈ならハ舌上にて受取候義ハ随分御受合可申、全島ならハ兵戈にも可及歟も難計」とし、半島(全島の半分)を得れば、四、五年間で全島も舌上で手に入れ得るので、今度の機会を失うべからず、と要望していた。⁽¹³⁾また大隈にもルジャンドルの入説があった。

ルジャンドルの第二覚書(明治五年十月十五日稿)は清國政府の「整治」を得ない台湾島の南東部について、「西國人ノ此地ニ據有シテ事ヲ執ルハ我カ日本ノ妨ケナリ」「モシ日本ニテ此地ヲ取ラバ時

日ヲ費サズ兵力ヲ以テ生蕃ヲ服従シ仁心ヲ以テ教育シ漸ニ其智ヲ開ケベシ」とし、宮古島に兵八千を屯住させ、甲鉄艦を清國南岸・台湾付近に往来させる示威策や、進んで台湾西岸を據有し澎湖島にも、宮古島から四千四百の兵を、鶏籠に千五百、淡水に千人と砲艦を送る進攻策を呈している。

第五覚書では、清國との談判に関し、「使節発途以前、海陸軍ノ用意ヲ整へ、使節談判ノ都合ニ奇、台湾ヲ日本ニ讓与スル時ニ至テハ速ニ進シテ之ヲ請取ル為ニ備フベシ」と述べ、また「モシ亦清國ニテ此島ヲ讓ルコトモナク亦生蕃ヲ罰スルコトヲモ念ラバ、直チニ此兵ヲ進メテ生蕃ヲ罰スベシ」としたが、結局、後段の通り征台の運びとなる。⁽¹⁴⁾

大隈重信が大久保利通と共に明治七年一月上旬に命を受け作成した、「台湾蕃地処分要略」は二月六日岩倉邸での閣議にかけられ、台湾出兵が決定した。「要略」は清國刊行典籍と副島大使渡清の際の清國官吏の応答からも、「台湾土蕃ノ部落ハ清國政府權達バザルノ地」で「無主ノ地下見做スヘキノ道理備レリ」と目し、琉球人民殺害報復は日本政府の義務とし、「討蕃撫民ノ役」を唱える。なお土蕃地が清國の版図と犬牙接連し、葛藤も予想されるので、領事福島九成⁽¹⁵⁾を任命し清國と応接させること、「熟蕃ノ地」を探索することを献言していた。⁽¹⁶⁾

大隈重信は明治七年四月四日、台湾蕃地事務局長官に任命される。同日、西郷従道が台湾蕃地事務局都督となった。ルジャンドルは四月八日、台湾蕃地事務局出仕となるが、米國の中立政策により八月五日、厦門で逮捕される。なお、同地には児玉利國らと共に南清・台湾の形勢を視察して前年帰國し

た福島九成が在勤領事として五月に着任している。英米両国からの自国船舶参加拒絶申入れを受けたが、結局、遠征は決行され、五月、台湾上陸後、翌六月には蕃地をほぼ平定した。⁽¹⁷⁾

大隈は後年の回顧談で、「支那と戦って運好くば台湾は勿論、福建省位は取る下心があったんでネ戦争の用意も充分調べた位サ」と述べ、大隈の「独断専行」を怒った木戸孝允と明治七八両年は絶交の態となったことに言及している。⁽¹⁸⁾

(4) 属地殖民をめぐる

右大臣岩倉具視は明治六年十月から翌七年初頭にかけて三条実美太政大臣の任務を代行していた。

岩倉は自ら「征蕃之拳、臣の首唱に係る」と言っている。⁽¹⁹⁾これに対し、大久保が首唱し、大隈が画策し、岩倉が決定したとして、「この三人が一人欠けても出来なかった」とする史家の見方は妥当であろう。⁽²⁰⁾

岩倉は木戸孝允の反対、島津久光（左大臣）や佐佐木高行（司法大輔）の非難も意に介せず、大隈に征台の事務一切を任せた。

岩倉は、七年三月十四日、来訪した大隈に、「台湾吾属地殖民等は不容易事」であり、「属地殖民等之事は今度成功之上、実地巨細取調之上、凡而何出、政府大に御評議有之、而して可相決もの」と語った。⁽²¹⁾岩倉に対して三条実美太政大臣から同年四月十五日付の書簡に

「台湾殖民一条実に不堪苦慮候、尤御委任状は御改に相成候得共、実地之運は已に殖民之都合に相

成候間、都督之処分は必ず殖民之姿に可相成、相違無之と懸念仕候」

と西郷都督の征台が「殖民之姿」になるに相違ないとの懸念を表明し、さらに「左候時は各国之関係も出来、前途之面倒難困不可言と甚痛心仕候」と、対外関係への顧慮も示している。⁽²²⁾

右の書簡中に御委任状云々の語が見えるが、四月五日西郷都督に対し

- 一 我国人ヲ暴殺セシ罪ヲ問ヒ相当ノ処分ヲ行フヘキ事
 - 一 彼若シ其罪ニ服セサレハ臨機兵力ヲ以テ之ヲ討スヘキ事
 - 一 爾後我国人ノ彼地方ニ至ル時土人ノ暴害ニ罹ラサル様能ク防制ノ方法ヲ立ツヘキ事
- の三カ条を含む全権委任の勅書が下された。⁽²³⁾

同時に「特諭十款」が下る（四月五日、同じく奉勅、三条太政大臣）。その第二款に

一 鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ其土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ興起セシムルヲ以テ目的トナスベシ

但シ此場合ニ於テハ支那政府トノ関係及ヒ後來ノ利害等ヲ詳明ニシ上奏シテ命ヲ乞フヘキ事と掲げているのが、属地殖民に関する條款と見なせる。

ルジャンドル（李仙得）に対する親勅案の第二款に

「一 鎮定の後要地に我が官庁を置き各処に兵士植民地を設け政教を以漸次に土人を誘導開化せしめ竟に其土人と日本政府との間に有益の事業を興起せしむる為の事」

とあるのは、「特論十款」第二款と軌を一にするが、続いて「各官と公同熟議一時の苟得を要せずして他日久長の善図を思ひ徒に拓地を以心となす事なくして国力の能く支ふると否やを明にし万全悔を貽すなきを要す(下略)」と戒めている点は、「特論十款」でも「後來ノ利害等ヲ詳明ニシ」命を乞うよう付言したのと相通じ、慎重を期している。

ところで三月十三日(前記大隈の岩倉邸訪問前日に当たる)の日付で、ルジャンドルが大隈参議に呈した意見書(覚書第二十二号)の最初の部分は「特論十款」の第一款、第二款とほぼ同様の字句文章である。十款にないのが意見書中の「遠征ノ真ノ眼目ハ土人ノ所轄タル『フォルモサ島』ノ一部ヲ日本ニ併ハスニアレドモ、其表向ノ眼目ハ唯僅カニ『ボンタン』人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪業ヲ行フヲ防制スル為メナリト為スニ着眼ス可シ」の文字である。⁽²⁶⁾

別の「殖民兵臨時徵募ノ主意」によれば

「台湾生蕃地ヲ進討スル……殖民兵一大隊ヲ徵募シ常備兵一大隊ト共ニ之ヲ出スベシ……平定ノ後ハ各其占ル所ノ地ニ拠リ小分営ヲ築キ永居ノ計ヲナスヲ得ヘシ……本人ノ望ニ随ヒ尚其妻子視属ヲ携ルヲ許ス」と、永居と家族移住の策まで考えているのが注目される。⁽²⁷⁾

(5) 井上馨・黒田清隆の意見

参議木戸孝允が内治論の立場から征台に反対し辞職したことは知られているが、木戸副使帰国前の留守政府で、明治六年三月、井上馨(大蔵大輔)は、やはり「内地改革之央ニ於て外向公事之起ル

ヲ好ザル」方針から征台反対の建議を三条太政大臣に呈していた。⁽²⁸⁾ 井上は副島の清国派遣に反対して大隈宛書簡に「ホルモサ一件」につき、「未タ地方え夫々取締相付候次第にも無之、随て人々疑惑多キ中ニ外国之専生じ候様之事ハ政府之ボリシーを達スルハ扱置、実ニ国家迄誤ル一大事件」と見て、副島より陸奥宗光を適任として推していた。⁽³⁰⁾ 井上は同年五月、財政問題で免官となる。

北地拓殖の任に在る開拓次官黒田清隆は、明治七年四月、征台中止に反対した(三条太政大臣宛の意見書)。これは英米両国から自国人参加を拒絶され、政府が進発中止、再議の事態に至った時のことである。台湾土蕃問罪は、政府が人民保護の義務を尽くすためであるが、清国に対し他日の紛糾を防ぐ措置を必要と論じた。出兵決行後の七月の建議では「台湾ノ事ハ既ニ其端ヲ開ク中コロニシテ止ム可ラズ」とするが、「但其強暴ノ罪ヲ正シ我人民ヲ保護スルノ道ヲ尽ス而已、宜ク早く其結局ヲ了シ覺ヲ支那ニ啓ク勿ルベシ」とし、「今台湾ノ事ヲ論スル因テ魯國ノ憂、是ヨリ重クシテ且ツ急ナリ、其憂ヲ防ガント欲ス宜シクカヲ内治ニ尽スベキヲ説キ終ニ支那諸國ノ得失ヲ論ズ」ともいう。

台湾出兵により清国との関係が悪化して、大久保利通の渡清談判となる。日清両国が開戦の危局に瀕した時、黒田のものと思われる意見書は対清作戦計画について

「台湾全島攻取シ速ニ後拳ノ戰略ヲ謀議スベシ、台湾已ニ我カ有ニ掃シタル時ハ彼ノ動靜必ズ窺フベキ者アルベシ、其機ニ投ジ或ハ福建近傍ノ諸省ヲ略取スベキカ、將タ直ニ北京ニ逼リ巢窟ヲ進撃スベキヤ否ハ必ズ天時ノ其宜ヲ得ル者アラン……」

と按じ、万国公法に憑據して干戈を弭める方策に及んでゐる。⁽³¹⁾

大久保全権の清國派遣にはポアンナード Boissonade が随員に加わり、井上毅も出張した。⁽³²⁾ポアンナードの来日は明治六年十一月十五日であり、すでにルジャンドルから台湾事件の意見書が呈されていた。それを示し諮問されたポアンナードは、歴史・地理上の研究の「詳正ナルハ敢テ容レザル所ナリ」と評価し、ルジャンドルと同様に、清國は「蕃地ヲ現ニ確乎トシテ所有シタリト述ブ可カラズ」「嘗テ一ノ永久ナル殖民地ヲ設ケシ事ナク、又其地ニ開化ヲ及ボシタルコトナシ」としてゐた。⁽³³⁾

明治七年八月十一日、柳原前光公使は北京から三条・岩倉宛に割地・償金の可能性について、「一李（鴻章）ノ計ル処ハ極々不得止レバ蕃地ヲ御國ニ讓与スルハ十分中二一ハ可有之候得共、償金ニ到テハ断然可不成存候」とし、一朝開戦の場合、「北京ヲ攻撃スル」という主戦論を唱えた。⁽³⁴⁾

大久保全権は北京へ直行し（九月十日着）、李鴻章でなく総理衙門大臣と談判し、井上毅らの意見を徴しポアンナードに負う公法理論を楯に蕃地を無主の地と主張し、交渉は難航し決裂に瀕した。

(6) 左院議官の建白

明治七年四月、左院の三等議官宮島精一郎、四等議官海江田信義・丸岡莞尔・三浦安・戸田三郎、五等議官村田保は、台湾事件につき上書し

「和戦ノ決ハ誠ニ 特裁ニ在ルベシ、和戦ノ議、焉クンゾ之ヲ群臣ニ下サザルノ理アラシヤ」とした上で、「征韓ノ内決前日ニ反覆シ征番ノ明裁今日ニ踟躕スルが如キ、恐クハ 皇權ノ尊嚴ヲ毀損シ

……伏テ望ム廟議姑ク外事ニ馳聘セズ、先ヅ内國ノ經理ヲ主トシ地方官會議ノ如キ是ヲ第一着手トシテ……」と、内治優先の立場を示した。⁽³⁵⁾

五等議官馬屋原彰は単独に左院副議長伊地知正治に「台湾策一道」を呈している（七年四月）。これは、英米の局外中立、征台中止に關して、「今故ナクシテ之ヲ中止セバ天下ノ笑ヲ如何セン、之ヲ処スルニ一策アリ、此挙ノ矯矢トスベキ者ハ、先ヅ使節ヲ支那ニ遣シ、台湾ハソノ化外ノ國タルヲ証明セシメ、然ル後之ヲ伐ツモ未ダ晩シトセザルナリ」と、副島渡清時の言質を再確認し、清國が「台湾ノ事何ゾ貴國ヲ煩ハサンヤ」としても「琉球ニ向テ從來兩属ノ罪ヲ責メ支那ト合議シ、以テ将来兩属ノ曖昧ナカラシメ、然ル後台湾ノ処置ニ及ぶベシ」と、清國との再交渉を先にするという順序を建白した。⁽³⁶⁾

(7) 陸軍将官らの答議

台湾出兵後、清國との關係の危局に際し、山県陸軍卿は、明治七年七月八日、「清國ト罅隙ヲ開クニ至テハ其禍蓋シ挙テ言フ可ラザル者アリ」との見地から陸軍将官らの意見を徴した。これに対し、津田出・山田顯義・三浦梧楼・井田讓・曾我祐準の各少将いずれも、清國を攻撃するには供給準備不足を答え、野津鎮雄・種田政明両名のみは準備充足せずとも開戦に決する時には顧みずとの決意を表明した。⁽³⁷⁾

この将官意見書に名を列ねていない谷干城陸軍少将は、主張を異にした主戦論であった。すなわち、

清国と開戦の場合、天津から兵を北京に進め、台湾地方では淡水・打狗に在る砲艦を奪略し、日進あるいは龍巖艦により鷓籠港を攻略し、また陸地より打狗および台湾府を略取し、「生蕃強壯の者を募り一千名を編み緩く駆て西部支那領を略せば、三月を出ず全島必ず我が有と成るべし」との方策を示す。南部の生蕃を台湾府に移し、厚利を与え帰服させれば台湾全島が永く我が所有となり、三年を出ずして出師の費用を償うに足るといふ。⁽³⁸⁾

大久保の北京談判は結局、駐清ウエード英国公使の調停もあって、明治七年十月三十一日、交換文書の調印に漕ぎつけ、清国は日本の台湾出兵を「保民の義挙」と認め償金五十万両^{テール}支払を約した。

当時、寺島宗則外務卿は、「台湾蕃地所轄ノ論ヲ主張スルヲ不利トナスノ議」(七年十月)を呈しており、談判で、日本側は、「蕃地ハ無主ノ地タルヲ」主張しているが、清国政府の方は、「交際ヲ重シテ礼讓ヲ尊ビ、意婉ニシテ理順ナルニ似タリ」とし、「我ヨリ卒然交戦ノ端ヲ開クハ頗粗暴之拳動ニシテ曲直之所帰、論ヲ竣ズシテ判然タリ」と冷静穏健な所論である。⁽³⁹⁾

大久保全権は帰路天津に李鴻章を訪い、台湾に渡り、西郷都督に撤兵を伝え、十一月帰国復命した。日本軍の撤兵は七年十二月三日実行された。以後、琉球処分⁽⁴⁰⁾の進展、寺島・井上両外務卿の清国との琉球案件交渉については前稿に譲る。

II 清仏戦争期

台湾撤兵後でも、一部に台湾領有を説く者があつた。例えば天津領事竹添進一郎は明治十三年十一月二十日、井上外務卿宛に

「我ニノ軍艦ヲ発シテ陸兵ヲ載セ或ハ台湾ヲ取り或ハ舟山ヲ奪ヒ其ノ奪取スルニ随テ陸兵以テ之ヲ守リ……支那ト和スルハ戦ヲ以テ和スルノ利ナルニ如カズ」

と自ら「粗暴ノ論」と称して書き送っているが、これは清国側が琉球条約案の調印を遷延回避し、六戸璣全権が総理衙門大臣に対し詰問した当日の書信である。

台湾は琉球問題と関連して目を向けられていたといえよう。しかるに清国とフランスが安南地方(ヴェトナム)の支配権をめぐる事象を構え、清仏戦争(一八八四・七・八五・六)となり、明治十七年九月清国はフランスに対し宣戦布告するが、台湾をクールベ Courbet 提督率いるフランス海軍に封鎖され、澎湖島を占領された。

フランス駐在の蜂須賀茂韶公使は十七年七月四日、井上外務卿にフランスの「フォルモーズ」占拠の風説を報じた。⁽⁴¹⁾ 基隆砲撃、清仏談判の模様など、上海在勤の安藤太郎領事、天津在勤の原敬領事などから次々と情報が寄せられている。

北京駐在の榎本武揚公使は十七年十月十五日米国公使の琉球問題に関する発言を井上外務卿に知ら

せた中で、「此際仏ト連合シテ瓊州ヲ仏ニ、台湾ヲ我ニ分領スベシトノ説ハ頗ル時機ニ適セル通論ナリ、本国ヨリ私信ニ此説ヲ唱フル者尠カラズ」と榎本の方から発言したことを報じている。⁽⁴²⁾当時、清国に対する「日仏連衡説」が西洋各国でも取沙汰されていた。

十七年十月二十三日フランス駐日公使シェンキエウイチ Senkiewicz は井上外務卿に、台湾封鎖についてクールベ提督布告文を添付し正式に通知して来た。⁽⁴³⁾

榎本公使は、本国政府から清仏間調停を試む可き訓令に基づき、清国慶郡王と会見した始末を井上外務卿に報じた。榎本がフランスの台湾全島占拠は格別の難事にあらず、「貴国一旦台湾ヲ失ハバ特ニ貴国腹心ノ疾トナルベキ而已ナラズ亜細亜全局面ニ影響スル所甚大ナル」を警告すると、慶郡王は、「我モシ台湾ヲ失フトモ、百方力ヲ極テ取戻シラ期セザルベカラズ」と答えている。榎本は「台湾ハ夙晩孤城落日」で、取戻すには軍艦が必要と指摘した。⁽⁴⁴⁾

一方、露都ペテルブルクからは花房義質公使が、十七年十一月、清国が台湾をフランスに割譲することを危惧して、万一の場合、「我自ラ台湾ヲ占ムルノ計ニ出ザルベカラズ」と本国政府に進言した。文中、明治七年の征台時を顧み、当時「未ダ始ヨリ我其地ヲ拓キ我其民ヲ化シ我之ガ主タルヲ欲セザルニハ非ザリシ也」とし、征台の実績から西洋人は「日本ガ之ヲ他人ニ付スルヲ甘ゼザルヲ知り」⁽⁴⁵⁾「台湾一島ハ日本ニ略シテ其心ヲ買ザルベカラズ」と見ているという。台湾を占領しても再び失わぬ計を肝要とし、「全島ヲ条約國諸人ニ等シク之ヲ開キ、産原ヲ興スヲ許」すという開放策を開陳した。⁽⁴⁵⁾

なお明治十八年五月二十五日、外務省に命じ、宮中に台湾蕃地処分に關する外交書類を提出させている。これも清仏戦争時の台湾への関心の一端を示すものであろう。⁽⁴⁶⁾

Ⅲ 日清戦争期

朝鮮京城における壬午・甲午両度の事変を経て、十八年天津条約を結んだが、日清両国の関係は好転せず、十九年八月には北洋艦隊上陸水兵の長崎衝突事件が発生し、折衝は難航して翌二十年二月に落着を見た。

前年清国を視察した参謀本部第二局長小川又次陸軍中佐(のち大将)は、二十年二月、「清国征討策案」を起草している。⁽⁴⁷⁾そこでは戦勝条約により「本邦ノ版図ニ帰セザルベカラズ」とする六つの要衝の中に、旅順半島、浙江舟山群島などと共に澎湖諸島と台湾全島が含まれていた。「台湾・澎湖島は清国の重地、台湾西部は土壤豊饒、物産に富み台湾(南方)淡水鷄籠打狗の四湾あり」とし、占領した台湾に常備軍のほか、「別ニ生蛮ヲ訓練シテ澎湖島ニ一鎮守府ヲ設ケ以テ清国中南ノ諸省ヲ制シ他日南洋ニ向フノ根拠トナスベシ」という構想を示している。

日清戦争は明治二十七年八月一日宣戦布告されたが、開戦早々に台湾占領策が、中村純九郎(のち貴族院議員)から樺山資紀軍令部長に呈されている。⁽⁴⁸⁾

それは別働旅団編制による冬季の占領策であり、「夫レ台湾ハ……冬季ナク……清国ノ米粟ト云フ

……之ヲ獲レバ則チ真ニ我南門ノ鎖鑰ニシテ、沖繩県ノ藩屏トナリ、我ニシテ之ヲ有セザレバ、永ク我沖繩県ノ大患タラン」というように、沖繩の安全と関係させて論じ、明治七年台湾に「新殖民ヲ樹テントシタリシモ」果たさなかつたのを千載の遺憾としており、南洋諸島、清国地方へ手を伸ばそうとする南進策でもあった。長文の末尾近くには、清仏戦争の際に、黒旗軍の大將として馳名を轟した劉永福など空しく私の台湾に向かうを待つ者にあらず、「乗ズベキノ機熟セバ反テ彼ヨリ我沖繩県ヲ侵略シ尋テ長崎ヲ衝クノ勇氣アルモ亦知ルベカラズ、所謂先ンズレバ人ヲ制ス後ルレバ人ニ制セラル、沖繩一小島嶋ノ如キハ我レ寧口冷眼ニシテ之ヲ視ルモ、究竟スルニ我進ンデ彼ノ本據タル台湾ヲ衝キ敵國ノ防勢ヲシテ南北ニ分タレメ……」とする策を述べている。

沖繩の安全という点では、官辺ではないが、福沢諭吉が「時事新報」(明二七・二二・五)紙上に、清国が依然沖繩県を領分に数えて、台湾を駐軍の根拠地として日本の辺境を侵そうとする野心を警告している。⁽⁴⁹⁾

井上毅は明治二十七年七月二十五日(豊島海戦当日)に南西諸島の警備を伊藤首相に進言していた。十月十一日の伊藤への台湾意見では「世人皆知朝鮮主權之必可争、而不知台湾占領之不可争」と書き出し、

「占有台湾者、可能扼黄海朝鮮海日本海之船權、而開闢東洋之門戸焉、况与沖繩及八重山群島相聯絡、一臂所伸、以制他人之出入乎、若又此一大島而落于他人之手耶、我沖繩諸島亦受鼾睡之妨」

と南西諸島の地位に言及し

「台湾而為、戰獲物、以此結局、天下後世必不以此役為不廉之捷矣」

とし、もし機会を失せば、二、三年後には必ずや他の大国の有となり「中立不可争之地」となるとの見込みを述べている。⁽⁵⁰⁾

井上毅の意見書・建議は、これが最後のようで、翌二十八年三月十七日に死去した。三月十九日に講和全権李鴻章が下関に到着する。

清国に対する戦勝の余勢から朝野に講和条件が論ぜられ、償金・割地の要求も主張しきりであった。⁽⁵¹⁾ 割地の要求は将来日清の親交を害すべしと論じ、割地論に反対したのは僅かに谷干城(貴族院議員)のみともいうが、その明治七年出兵時の台湾領有論は過去のものであったとされようか。⁽⁵²⁾

松方正義は北守南進策から台湾全島の占領を百年の大計として、伊藤首相の賛成を得ると、明治二十七年冬川上操六参謀次長に意見書を呈し、台湾占領を急務であり、我邦に占領して大利益あり他國が占領して我邦に大損害を与うとし、永久占領を説いた。⁽⁵³⁾ 松方は開戦前の対清会議に列していた。

これに対し板垣退助(のち内相)は二十八年三月一日、伊藤首相に書を寄せ、「盛京・吉林両省ノ地」を我に割取し、朝鮮と清邦の間を隔断し、清国の朝鮮干渉を絶つは宣戦の精神に合しているが、「若シ茲ニ台湾ヲ征スルガ如キコトアラバ、是レ全ク侵略ノ精神ニシテ、義軍ノ精神ニ非ズ」と断じ、

欧州列国は、日本が大陸に属地を有するを欲せず、むしろ台湾を日本に与えて、盛京・吉林両省の地を棄てさせる意図をもつから、日本が台湾に兵を加えれば欧州諸国に好辞柄を与えるものとして台湾を占領に反対した。⁽⁵⁴⁾

結局、日清講和成立後の三国干渉により、遼東半島を清国に還付し、台湾は以後五十年にわたり領有することになったのである。

結言

明治七年の台湾出兵は蕃地問罪が主目的であった。属地殖民も考えられているが、全員撤兵した事実の方を重視すべきであろう。撤兵は清国との談判が妥結したからであるが、決裂開戦に至った場合、事態の推移に台湾の帰趨もかかっていたともいえる。

清仏戦争期にフランスの台湾封鎖があっても、西洋各国が台湾に関して日本を意識したのは、征台という実績あつてのことと思われる。

日清戦争も日本は台湾領有を目的として開戦したのではない。戦勝の結果として清国から台湾を割譲させたのである。しかしこれにも明治七年征台の投影を見ることができよう。台湾をめぐる諸論策も領有までにその下地を作り上げるようになったと言えないこともない。⁽⁵⁵⁾

注

- (1) 『大日本外交文書』(外務省編)第五卷「二二二」二五八―二五九頁
- (2) 『琉球処分』第一冊『明治文化資料叢書』5 第四卷(外交篇)九―一〇頁
- (3) 藤崎清之助『台湾史と樺山大将』二四四―二四六頁、二五二頁
- (4) 黒岡勇之丞(季備)は薩摩出身、海軍中将黒岡蕃刀の実弟。明治四年五月、清国留学の命を受け、福島九成・成富清風・水野遵らと上海に渡航。台湾視察後、七月一月帰国、西郷従道都督随行となり台湾事件で活躍し、のち大久保利通全権弁理大臣の随員として北京・台湾に渡る。十八年十月没。〔対支回顧録〕下巻「黒岡季備」の項)
- (5) 水野遵(一八五〇―一九〇〇)は尾張出身、領台初期、樺山・桂・乃木歴代総督の下に民政局長。
- (6) 外務省外交史料館蔵「一六一―」清国視察福島黒岡両氏台湾事務ノ儀ニ付建白書」
- (7) 「樺山資紀台湾記事」(西郷都督と樺山大将)二〇八頁
- (8) 「岩倉具視関係文書」(日本史籍協会)第七 五〇二頁
- (9) 「台湾史と樺山大将」三五〇頁
- (10) 「台湾史と樺山大将」三八九頁
- (11) 「日清交際史提要」第七編(日本外交文書)明治年間追補第一冊)一〇四頁
- (12) 「大日本外交文書」第七卷「四」六頁
- (13) 「大隈重信関係文書」(日本史籍協会)第二 三三三頁
- (14) 「大隈文書」(早稲田大学社会科学研究所)第一卷 二六一―二八頁
- (15) 福島九成(一八四二―一九一四)は佐賀出身、南清・台湾調査では台湾地図をもたらす。陸軍少佐から厦門領事となり西郷都督の出兵通告を閩浙総督に伝えた。のち青森県令。

- (16) 【大隈重信関係文書】第二 二四七―二五〇頁
- (17) 拙稿「台湾出兵―征番と対清開戦準備―」(軍事史学一〇巻一・二号 昭49) 参照。
- (18) 【大隈重信関係文書】第二 四六九頁
- (19) 【岩倉具視関係文書】第六 二六三頁
- (20) 渡辺幾治郎「文書より観たる大隈重信侯」二六一―二六三頁
- (21) 【岩倉具視関係文書】第七 八―九頁
- (22) 【岩倉具視関係文書】第六 四一頁
- (23) 【明治天皇紀】第三 二三四頁、「親勅案」三条家書類(書陵部蔵)では「フォルモサ島地方処分」とす。
- (24) 【西郷都督と樺山総督】資料篇 六二頁(処審提要抄)
- (25) 【岩倉具視関係文書】第七 五二三―五二四頁
- (26) 【大隈文書】第一巻 四一頁
- (27) 【処審始末】四(岩倉公伝記編纂資料) 国立国会図書館憲政資料室蔵)
- (28) 【木戸孝允文書】第八 一五一―一五五頁
- (29) 【世外井上公伝】第一巻 四八〇―四八六頁
- (30) 【大隈重信関係文書】第二 三三七頁
- (31) 黒田清隆の意見は、いずれも「黒田清隆意見書類」(憲政資料室蔵)
- (32) 山下重一「明治七年対清北京交渉と井上毅」(栃木史学三号 昭49) 参照。
- (33) 【大隈文書】第一巻 四九頁
- (34) 【大隈重信関係文書】第二 四三〇頁
- (35) 三条家文書(憲政資料室蔵)【明治建白書集成】第三巻 三一六頁(「松岡議官宛出ス」とある)
- (36) 三条家文書(憲政資料室蔵)【明治建白書集成】第三巻 三一八頁
- (37) 【大隈文書】第一巻 七五頁
- (38) 【谷干城遺稿】(日本史籍協会) (三) 七一頁
- (39) 三条家文書(憲政資料室蔵)
- (40) 【日本外交文書】第一九巻「五九」付記一〇 二二三頁
- (41) 【日本外交文書】第一七巻「三二九」五三七頁
- なお「仏軍台湾遠征史」(ガルノー著、板倉貞勇訳、昭7)が出ており、最近の関連論文として田中宏巳「清仏戦争と日本海軍の近代化」(栃木史学四号 昭90)がある。
- (42) 【日本外交文書】第一九巻「五九」二七四―二七五頁
- (43) 【日本外交文書】第一七巻「二五五」五七二頁
- (44) 【日本外交文書】第一七巻「二五六」五八九頁
- (45) 【秘書類纂】(伊藤博文編) 外交篇 中巻 一八五頁
- (46) 【明治天皇紀】第六 四一六頁
- (47) 山本四郎「小川又次稿」清国征討策案(一八八七)について(日本史研究七五号)による。
- (48) 【台湾史と樺山大将】九四七―九五八頁
- 中村純九郎(一八五三―一九四七)は佐賀出身、領台後、台湾総督府の淡水兼基隆税関長。のち福井・広島知事、北海道庁長官。
- (49) 【福沢諭吉全集】第十四巻 六五八頁
- (50) 【井上毅伝 史料篇第二】(国学院大学図書館) 六八八―六八九頁
- (51) 堀口修「日清講和条約の起草過程について」(II) (政治経済史学三三二号 昭85) 参照。

(52) 『公爵松方正義伝』 坤卷 五四五頁

(53) 『公爵松方正義伝』 坤卷 五〇六―五五二頁

(54) 『続伊藤博文秘録』 (平塚篤編) 七九―八〇頁

(55) 松永正義「台湾領有論の系譜―一八七四(明治七)年の台湾出兵を中心に―」(台湾近現代史研究 創刊号 78) 参照。

〔付記〕 引用文は勅書案などを除いて読点・濁点を付した。なお、文書閲覧につき国立国会図書館憲政資料室 広瀬順皓氏に謝意を表す。